

岐阜県公報

号外(二) 平成二十五年 六月二十日

目次

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	二

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「リニア推進対策監」を「リニア推進対策監 鉄道高架推進企画

監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の五第三号中「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に、「当該日中一時支援事業」を「当該日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「リニア推進対策監」の下に「鉄道高架推進企画監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「リニア推進対策監」の下に「鉄道高架推進企画監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年六月二十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社